

『垂井地区まちづくりセンターの利用について』

『垂井町地区まちづくりセンターの設置及び管理などに関する条例』より

【開館・休館日について】

○開館日

- ・水曜日～月曜日

○使用可能時間

- ・午前9時から午後12時
- ・午後1時から午後5時
- ・午後6時から午後9時30分

○休館日

- ・火曜日
- ・国民の祝日の翌日（その日が火曜日に当たるときは、その翌日）
- ・12月29日から翌年の1月3日まで。
- ・上記以外に休館日の変更、又は臨時に休館日となることがあります。

○夜間利用○

- ・水曜日～日曜日、午後6時から午後9時30分までは夜間利用時間となります。
- ・利用者は当日午後4時45分までに事務室へ鍵を借り受けに来てください。
※時間内に鍵を受け取りに来られない場合、鍵の貸し出しはできません。
- ・午後5時以降、職員は不在となりますので、火災及び盗難の発生防止に充分努めてください。
- ・利用後は玄関を施錠し、郵便ポストに投函し返却してください。※持ち帰らないようご注意ください

※注意事項※

- ① 鍵の複製をしないでください。
- ② 鍵を紛失した場合は速やかにお申し出ください。

【使用申請について】

垂井地区まちづくりセンター使用の申し込みは、事務室の窓口にて受け付けます。

- ・申請書に必要事項をボールペンで記入し、提出された時点で正式に受理されます。
（お申し込みは使用月含め3ヵ月以内とします。）
- ・空き状況については電話にてお問合せ可能です。※あくまでお問合せとなります
- ・申し込みは先着順となります。

【使用上の注意】

- ① 使用後は備品の片付け、清掃、消灯、空調、火気、窓、玄関の戸締りの点検確認をしてください。
※湯沸室・廊下・階段・トイレを含む
- ② 利用報告書に必ず、記入してください。
- ③ 使用中に施設、備品等の破損などあった場合は、必ず速やかに報告してください。

【使用上の禁止事項】

- ① 使用の許可を受けた施設以外に無断で立ち入らないこと。
- ② 許可なく建物又は敷地内において物品を販売しないこと。
- ③ 許可なく広告類を掲示し、又はまき散らす行為をしないこと。
- ④ 騒音を発し、暴力を用いるなど他人の迷惑となる行為をしないこと。

※※これらの利用案内の事項を守らない団体等は、利用をお断りする場合があります。※※

垂井地区まちづくりセンター事務室
TEL/FAX : 0584-23-1409
留守番電話の際は、連絡先も残して下さい